早稲田大学大学院教育学研究科紀要　別冊　20号―2　二〇一三年三月

江戸幕府側用人形成過程の一考察

小林　夕里子

　本稿の目的は、江戸幕府側用人の形成過程を解明するための一環として、①先行研究の指摘した側用人就任者の就任日に該当する日の「江戸幕府日記」における記事を再解釈した上で、②「御側御用人」という呼称について考察するものである。

　江戸幕府側用人に関する研究は、松平太郎氏によってはじめられた[1]。松平氏は、『徳川実紀』などの二次史料を分析し、側用人の起源を牧野備後守成貞であるとする。その後の研究は松平太郎氏の見解を前提に進められてきた。側用人就任者に関する研究は、間宮暁氏[2]、長谷川裕子氏[3]、美和信夫氏[4]、福留真紀氏[5]の研究がある。この中で、福留氏の研究は、一次史料に基づいて見解を導き出していること、「江戸幕府日記」における「御側御用人」という文言の初出が宝暦六年（一七五六）であることを指摘し、宝暦六年（一七五六）より前の側用人を「将軍側近」と呼称していることは注目される。しかし、福留氏の見解にもまだ不十分な点があると考えられる。

　そこで本稿では、「江戸幕府日記」における記事を再解釈し、福留氏の見解を見直した上で、「御側御用人」という呼称についても考察してみたい。

一　「江戸幕府日記」における就任記事の再解釈

　本章では、研究史上、側用人就任者の就任日とされた日の記事を「江戸幕府日記」から抽出し、該当記事の再解釈を行いたい。なお、本稿で使用する「江戸幕府日記」は、東京国立博物館所蔵「御日記」（以下、「御日記」）である。

　福留真紀氏は、「江戸幕府日記」類[6]における就任記事を検討し、【表1】の【№1】牧野成貞～【№11】松平輝貞までの人物は、牧野備後守成貞と牧野の見習い集団であり、「役職としての側用人ではない」が、「側用人として一括される集団」との見解を示している[7]。これに対し、筆者は、すでに拙稿「近世前期江戸幕府側衆の再検討―『江戸幕府日記』における就任記事の分析を中心に―」（『早稲田大学教育学研究科紀要』別冊十九号―二、二〇一二年。）において、研究史上、側

衆から側用人に就任したとされた人物のみの就任日の記事を「御日記」から抽出し、福留氏の見解の再検討を行い、【№1】牧野成貞～【№11】松平輝貞までの人物は、そもそも一括された集団でもなく、これらの人物は側用人ではなく、当該期において、側用人という役職は存在していないとの見解を示した。福留氏は外に次の①・②の見解を示している。［福留氏の見解①］【№1】牧野成貞～【№11】松平輝貞までの一括される人物が牧野の見習い集団であること、［福留氏の見解②］【№14】間部詮房、【№15】戸田忠利を側用人であるとし、就任期間を確定していること。

本章では、前掲拙稿では扱うことのできなかった人物を含めた「御日記」における就任日とされる記事を再解釈し、福留氏の見解①・②に関しても再検討してみたい。

1、牧野備後守成貞に関係する人物。【№1】牧野成貞は、「被任四品　牧野備後守」とあり位階が昇進しているのみである。【№2】喜多見若狭守は、「喜多見若狭守事、牧野備後守相勤候儀、見習可申旨被　仰付之、」とあり、牧野の勤めの見習いをするように命じられている。

2、喜多見若狭守重政に関係する人物。喜多見は、はじめ牧野の勤めの見習いとされたが、【№6】柳沢出羽守吉保は、「柳沢出羽守事、新規壱万石御加増御腰物青江次吉代金拾五枚、被下之、喜多見若狭守列被　仰付、」とあり、「喜多見若狭守列」に命じられ、喜多見と同格になっている。また、柳沢と同日に【№7】南部遠江守直政も、「南部遠江守事、御腰物包利代金五枚被下之、喜多見若狭守列被　仰付、」とあり、「喜多見若狭守列」に命じられ、喜多見と同格になっている。

3、松平伊賀守忠易に関係する人物。【№3】松平伊賀守忠易は、「松平伊賀守事、若年寄被召上御側江相詰可申趣被仰渡候、」とあり、将軍の「御側」に詰めるように命じられている。【№4】太田摂津守資直は、「於　御座之間、太田摂津守事、松平伊賀守並ニ可相勤旨被　仰付之、」とあり、「松平伊賀守並」に勤めように命じられている。

4、牧野伊予守忠広。【№5】牧野伊予守忠広は、「御近習御奉公牧野伊予守被　仰付之、」とあり、「御近習御奉公」に命じられた。なお、「御近習之御奉公」とは、研究史上、「御側衆」に分類される人物にも使用される呼称である。

5、柳沢出羽守吉保に関係する人物。柳沢は、はじめ「喜多見若狭守列」に命じられた。【№8】金森出雲守頼時は、「柳沢出羽守同様相勤候様　金森出雲守」とあり、「柳沢出羽守同様」に勤めるように命じられた。【№11】松平右京亮（右京大輔）輝貞「松平右京亮事、壱万石御加増被下之、柳沢出羽守列ニ被仰付之、」とあり、「柳沢出羽守列」に命じられた。

6、金森出雲守頼時に関係する人物。金森は、はじめ「柳沢出羽守同様」に勤めるように命じられた。【№9】相馬弾正少弼昌胤は、「相馬弾正少弼事、金森出雲守列御側御奉公被　仰付之、」とあり、

「金森出雲守列」の「御側御奉公」を命じられている。【№10】畠山民部大輔基玄は、「奥御詰衆金森出雲守並畠山民部大輔被　仰付之、」とあり、「奥御詰衆」の「金森出雲守並」に命じられている。【№12】松平紀伊守忠位は、「金森出雲守如時御近習ニ可被　召仕旨、松平紀伊守、」とあり、金森のように「御近習」をするように命じられた。

7、松平右京太輔輝貞に関係する人物。松平ははじめ「柳沢出羽守列」に命じられ、柳沢と同格になっている。【№15】松平伊賀守忠易は、「松平右京大輔同役被　仰付、松平伊賀守」とあり、松平右京大輔と同役に命じられている。

8、間部越前守詮房に関係する人物。福留氏は、間部詮房に関しては、職務内容も検討し、萩原勝氏[8]、美和信夫氏[9]とは異なる見解を示している。そこで、間部に関しては、萩原氏、美和氏の見解も検証してみたい。【表1】によれば、【№13】間部越前守詮房は、「於　御前西丸御側衆間部越前守江御加増ニ而都合壱万石ニ被成下、若年寄次に被仰付、」（福留説）、「四品　間部越前守」（美和説）、「壱万石御加増侍従被　仰付　間部越前守」（萩原説）と記述されている。つまり、それぞれ、「西丸側衆」の間部に格式の変更があり、「若年寄之次」に命じられていること、「四品」になり位階が変更していること、「侍従」になり官職の変更があったことがわかるのでる。【№16】本多中務大輔は、「本多中務大輔　叙従四位下間部越前守格御用見習可相勤之旨被　仰付之、」とあり、「従四位下間部越前守格」の「御用」を見習うように命じられた。

9、戸田大炊頭忠利。【№14】戸田は、御側衆のまま格式の変更があっただけである。[10]

10、松平右京大輔輝貞（二回目）。【№17】松平輝貞は、「松平右京大輔事、御門之惣下座之旨被仰渡之、」とあり、「御門之惣下座」を命じられ、老中と同じ格式になったことが記される。

11、石川近江守総茂。【№18】石川は、「大納言様御側御用可相達旨　石川近江守　右四品被　仰付之、」とあり、「大納言様御側御用」を通達する役目を命じられ、四品に昇進している。

以上の検討結果から以下の見解を示したい。

[福留氏の見解①]【№1】牧野成貞〜【№11】松平輝貞までの人物は、牧野の見習い集団という見解は成り立たない。たとえば、喜多見は牧野の見習いを命じられ、柳沢は、「喜多見若狭守列」に命じられるが、柳沢はあくまでも「喜多見若狭守列」であり、喜多見と同格なのであって、牧野の見習いとは言い切れない。【№5】牧野伊予守忠広は、「御近習之御奉公」であり、ここから牧野の見習いであるとはいえない。ここで重要なのは、「御近習之御奉公」という文言は、研究史上、御側衆に分類される人物にも使用される呼称ということである。

[福留氏の見解②]【№14】間部詮房、【№15】戸田忠利を側用人とする見解は成り立たない。間部は、「若年寄次」に命じられたのみで

あり、戸田は、「御側衆」のまま格式の変更があったのみである。

二　「御側御用人」という呼称について

前章では、「御日記」における就任記事を分析し、就任時に「御側御用人」という呼称は用いられていないことを改めて確認し、該当する人物は、牧野成貞の見習い集団でもなく、そもそも一括された集団でもないことを確認した。

それでは、近世後期になり、これらの人物が「御側御用人」という役職としてひとくくりに認識されるようになったのはなぜなのだろうか。本章では、この点を解明するためにも「御側御用人」という呼称を考察してみたい。

管見によれば、「御側御用人」という呼称は、幕府の外から出てきた呼称である。『武鑑』を例に幕府外での呼称の変遷をみてみたい。【表2】は『武鑑』における呼称の変遷をまとめたものである。

『武鑑』における呼称の変遷について牧野備後守成貞を例にみてみよう。幕府に入った年には、「御奏者衆」（延宝八年）であり、四品になった年は、「老中並」（延宝九年、天和元年）であり、その後は、「御側衆」（天和元年~貞享元年）が続き、「御用人衆」（貞享元年）、「御側衆」（貞享二年）、「御用人衆」（貞享三年）と続く。『武鑑』において「御側御用人」という呼称が定着しはじめるのは、貞享四年からである。「御側衆」、「御用人衆」から「御側御用人」に転じたのではないだろうか。

【表1】の人物との対応関係を確認してみると、【表1】にあがっていても『武鑑』の「御側御用人」の項目には記載されない人物がいることがわかる。例えば、貞享四年~貞享五年の「御側御用人」の項目には、天和三年七月六日「御側衆板倉市正跡」（「御日記」同日条）に命じられた、大久保佐渡守忠高も記されている。【表1】にはあがっている【№8】金森出雲守頼時【№9】相馬弾正少弼昌胤は、『武鑑』上、「御側御用人」という項目に記載されたことが確認できない。

それでは、この呼称は、どの程度定着したものだったのだろうか。相馬弾正少弼昌胤の藩政文書から確認してみよう。相馬昌胤は、元禄二年六月四日「金森出雲守列御側御奉公」に命じられる（【表1】・【№9】）。金森は、柳沢出羽守吉保と同様に勤めるように命じられているので、相馬自身も、牧野成貞や柳沢吉保と職務上関わることのある人物であった。『相馬藩世紀』元禄二年六月五日条[11]には、次のように記される。

一、九日、御役儀御礼被仰上、御太刀・金馬代献上之、
①此節之江戸鑑ニ左之通記、
　　御老中
大久保加賀守拾万三千石屋鋪西ノ御丸下　居城相州小田原
阿部豊後守九万石屋敷西ノ御丸下　同　武州忍
戸田山城守六万五千石屋敷一ツ橋之内　同　下総佐倉

土屋相模守（六万五千石 屋敷和田倉御門ノ外）同　常陸土浦

②御側御用人

牧野備後守（七万三千石 屋敷西ノ御丸下）同　常州関宿

柳沢出羽守（壱万石余 屋敷神田橋之内）同　武州川越

御側御奉公

金森出雲守（三万八千石 屋敷外桜田）同　飛騨高山

相馬弾正少弼（六万石 屋敷外桜田）奥州中村

取次　守屋図書

門馬嘉右衛門

服部伴左衛門

其節之御取次、組頭・物頭江戸詰合ヲ記、

傍線部①によれば、幕府役人を勤める藩主をもつ藩においても『武鑑』の一種である「江戸鑑」の記事を参考に理解していることがわかる。傍線部②には、「御側御用人」という項目があり、柳沢吉保と牧野成貞の姓名が記されている。また、『相馬藩世紀』元禄五年正月晦日条(12)には、次のような記事がある。

一、晦日、曾谷長順老、中村発立、

同道物頭役　斎藤伊左衛門

御老中・御側御用人・若年寄江御礼、御使札務、

白銀弐百枚　外ニ

昆布一折　御茶二重

長順老江被進

干鱈一折　藍引鮭十尺

「御側御用人」という文言が確認できる。このような「御老中・御側御用人・若年寄」、あるいは「御側御用人」という表記は『相馬藩世紀』で散見しており、「御側御用人」という呼称が幕政に関する藩主をもつ藩側の記録にも定着していることがわかる。

以上の検討結果から次の見解を示したい。「御側御用人」という呼称は、幕府内から出てきた呼称ではなく、幕府外から出はじめた呼称である。幕府外では、幕府よりも先にそれぞれの人物の立場を現在、通説的に理解されている役職として截然と分類して把握していたのである。幕府外で牧野成貞が老中でも若年寄でもないと認識された結果、これらの人物を指す便宜上の呼称として「御側御用人」という呼称が出始めたのであろう。なお、牧野成貞や柳沢吉保を、「御側御用人」とする認識が、牧野や柳沢の近くで勤務する役人の藩側の記録にも定着していることは注目される。

おわりに

以上、①先行研究の指摘した側用人就任者の就任日に該当する日の「江戸幕府日記」における記事を再解釈した上で、②「御側御用人」という呼称について考察した。

「御日記」の就任記事の再解釈によって、［福留氏の見解①］【№1】牧野成貞～【№11】松平輝貞までの人物が牧野の見習い集団であるこ

と、「福留氏の見解②」【№14】間部詮房、【№15】戸田忠利を側用人として就任期間を確定していること。上記、①・②の見解は成り立たないと考えられる。

また、「(特定の個人名) 並」「(特定の個人名) 同役」「(特定の個人名) 列」などと表記されること、戸田忠利が格式の変更のみで、呼称としては、「御側衆」のままであったことを考えると、その立場は不安定なものであり、それぞれの職務を専職としていたとも言い切れない。これらのことからいえるのは役職に就任するというよりも、そのときどきの状況に応じて、職務を担当させていたということにすぎないのではないだろうか。

一方で、『武鑑』の検討からも明らかなように、幕政に直接関与しない幕府外では、そのときどきの状況に応じて対応しているわけではないので、幕府役人の立場を何らかの呼称により截然と分類し、把握していた。そのため、老中でもなく若年寄でもない人物と周囲から認識された結果、これらの人物を便宜上指す呼称として、幕府外から「御側御用人」という呼称が出始めたと考えられる。つまり、「御側御用人」とは、あくまでも幕府外から幕閣を見た際に、何らかの理由からひとくくりと認識される人物を指す呼称にすぎなかったのである。また、牧野成貞や柳沢吉保の近くで勤務した役人が「御側御用人」という呼称を用いていることは注目される。

今後の課題としては、「江戸幕府日記」において初めて「御側御用人」として就任する大岡忠光までの期間に、幕府外の一部において牧野成貞らの人物を指す便宜上の呼称であった「御側御用人」がいかなる要因によって役職として実質化するのかを明らかにしたい。

註

(1) 松平太郎『江戸時代制度の研究』武家制度研究会、一九一九年。

(2) 間宮暁「江戸幕府側用人の一考察（其の一）―天和～正徳期就任者の場合―」（『龍鳳史淵』創刊号、一九八〇年）。

(3) 長谷川裕子「元禄期の側用人と勝手掛若年寄」（児玉幸多先生古稀記念会編『幕府制度史の研究』吉川弘文館、一九八三年）。

(4) 美和信夫「江戸幕府側用人就任者および就任期間に関する考察」（美和信夫教授遺稿集『江戸幕府職制の基礎的研究』広池学園出版部、一九九一年。初出は、一九八三年。）

(5) ⓐ福留真紀「綱吉政権前期の側用人」、ⓑ同「徳川家宣西丸時代にみる側用人」（同『徳川将軍側近の研究』校倉書房、二〇〇六年）。ⓒ同『将軍側近　柳沢吉保』新潮社、二〇一一年。

(6) 福留氏の使用した「江戸幕府日記」類とは、国立公文書館所蔵「江戸幕府日記」、東京国立博物館所蔵「御日記」、姫路市城郭研究室所蔵「江戸幕府日記」、島原図書館所蔵「徳川幕府日記」、明治大学博物館所蔵「江戸幕府日記」、豊橋市美術博物館寄託「江戸幕府日記抜書」、国立公文書館所蔵「柳営日次記」、同館所蔵「天和日記」、同館所蔵「天和日録」、同館所蔵「元禄日録」、名古屋市蓬左文庫所蔵「朝林」である（福留氏前掲論文、註(5)ⓐ）。

(7) 前掲福留氏論文および、著書。

(8) 萩原勝「間部詮房の側用人就任の年時について」（『武蔵野女子大学紀要』第十五号、一九八〇年。

(9) 前掲美和信夫氏論文。

(10) 拙稿「近世前期江戸幕府側衆の再検討―『江戸幕府日記』における就任記事の分析を中心に―」（『早稲田大学教育学研究科紀要』別冊十九号-二、二〇一二年。）

(11) 岩崎敏夫・佐藤高俊校訂、岡田清一校注『相馬藩世紀』第一、続群書

類従完成会、一九九九年。二六四頁。
(12) 前掲『相馬藩世紀』、二七二頁。

【表1】

No.	姓名	就任日	就任日の記事	離職日	離職日の記事
一	牧野備後守成貞	天和一・一二・一一	被任四品　牧野備後守	元禄八・一一・二九	牧野備後守願之通隠居被　仰付、跡式無相違式部江被下置之旨被　仰付、
二	喜多見若狭守重政	天和二・九・六	喜多見若狭守事、牧野備後守相勤候儀、見習可申旨被　仰付之、	元禄二・二・二	喜多見若狭守事、近年御奉公不精ニ付、御取立之処ニ不可然由ニ而、松平越中守江御預之旨大久保加賀守申渡之、
三	松平伊賀守忠易①	貞享二・七・二一	松平伊賀守事、若年寄被召上御側江相詰可申趣被仰渡候、	元禄二・三・二三	御役　御免　松平伊賀守
四	太田摂津守資直	貞享三・一・一一	於　御座之間、太田摂津守事、松平伊賀守並ニ可相勤旨被　仰付之、	貞享三・六・二九	太田摂津守事、病気ニ付、御側御奉公御赦免、
五	牧野伊予守忠広	元禄一・九・一二	御近習御奉公牧野伊予守被　仰付之、	元禄一・一〇・一三	牧野伊予守・宮崎善兵衛、御役被　召上、閉門之由、
六	柳沢出羽守吉保	元禄一・一一・一二	柳沢出羽守事、新規壱万石御加増御腰物青江次吉代金拾五枚、被下之、喜多見若狭守列被仰付、	宝永六・六・三	欠
七	南部遠江守直政	元禄一・一一・一二	南部遠江守事、御腰物包利代金五枚被下之、喜多見若狭守列被　仰付、	元禄二・一・二六	然病気御役　御免被　仰付候、南部遠江守表向より御礼可仕候、
八	金森出雲守頼時	元禄二・五・一一	柳沢出羽守同様相勤候様　金森出雲守	元禄三・四・一四	欠
九	相馬弾正少弼昌胤	元禄二・六・四	相馬弾正少弼事、金森出雲守列御側御奉公被仰付之、	元禄二・八・二一	相馬弾正少弼事、常々病者ニ付、御側御奉公被成　御免之旨被　仰出之、
一〇	畠山民部大輔基玄	元禄二・一二・七	奥御詰衆金森出雲守並畠山民部大輔被　仰付之、	元禄四・二・三	御役替被　仰付之、御奏者番　畠山民部大輔
一一	松平右京亮輝貞①	元禄七・八・二七	松平右京亮事、壱万石御加増被下之、柳沢出羽守列ニ被仰付之、	宝永六・一・一七	松平右京大輔・松平伊賀守雁之間詰被　仰付之、

一二	松平紀伊守忠位	元禄九・一〇・一	金森出雲守如時御近習ニ可被　召仕旨、松平紀伊守、	元禄一〇・四・一九	京都所司代　侍従被　仰付小笠原佐渡守跡松平紀伊守
一三	間部越前守詮房	宝永三・一・九	於　御前西丸御側衆間部越前守江御加増ニ而都合壱万石ニ被成下、若年寄次に被仰付、／四品　間部越前守／壱万石御加増侍従被　仰付　間部越前守	享保一・五・一六	雁之間詰　間部越前守
一四	戸田大炊頭忠利	宝永一・一二・五／宝永二・八・一	宝永一・一二・一五は側衆就任の記事あり／御側衆列　御免、向後御門之下座可仕旨也、	宝永三・一〇・一五	表御詰　西丸御側衆　戸田大炊頭
一五	松平伊賀守忠易②	宝永二・九・二一	松平右京大輔同役被　仰付、　松平伊賀守	宝永六・一・一七	松平右京大輔・松平伊賀守雁之間詰被　仰付之、
一六	本多中務大輔忠良	宝永七・九・二一／宝永七・一二・一五	御側御奉公　本多中務大輔／本多中務大輔叙従四位下間部越前守格御用見習可相勤之旨被　仰付之、	享保一・五・一六	雁之間詰　間部越前守　御譜代之席　本多中務大輔
一七	松平右京大輔輝貞②	享保二・九・二五	松平右京大輔事、御門之惣下座之旨被仰渡之、	享保一五・七・一一	加判之列並　松平右京大輔
一八	石川近江守総茂	享保一〇・一一・二八	大納言様御側御用可相達旨　石川近江守　右四品被　仰付之、	享保一八・九・一六	石川近江守今朝死去、

※【№1】牧野備後守成貞～【№11】松平右京亮輝貞：福留真紀「綱吉政権前期の側用人」（同『徳川将軍側近の研究』校倉書房、二〇〇六年）。同『将軍側近　柳沢吉保』新潮社、二〇一一年）の見解。【№13】間部越前守詮房、【№14】戸田大炊頭忠利：福留真紀「徳川家宣西丸時代にみる側用人」（同『徳川将軍側近の研究』校倉書房、二〇〇六年）による見解。間部に関しては、萩原勝氏、美和信夫氏の見解も掲載した。※上記以外は、長谷川裕子氏作成の国史大辞典の一覧表の見解。

【表2】

No.	姓名＼武鑑	延宝八年刊 紋尽・道具尽	延宝八年刊 懐中正極江戸鑑	延宝八年刊 江戸鑑	延宝九年刊 大譜江戸鑑	天和元年刊 太平江戸鑑
一	牧野備後守成貞	御奏者衆	なし	なし	御老中並	御側衆
二	喜多見若狭守重政					
三	松平伊賀守忠易①					
四	太田摂津守資直					
五	牧野伊予守忠広					
六	柳沢出羽守吉保					
七	南部遠江守直政					
八	金森出雲守頼時					
九	相馬弾正少弼昌胤					
一〇	畠山民部大輔基玄					
一一	松平右京亮（右京大輔）輝貞①					
一二	松平紀伊守忠位					
一三	間部越前守詮房					
一四	戸田大炊頭忠利					
一五	松平伊賀守忠易②					
一六	本多中務大輔忠良					
一七	松平右京大輔輝貞②					
一八	石川近江守総茂					

№.	姓名＼武鑑	天和二年太平江戸鑑	天和二年江戸鑑	天和三年癸亥江戸鑑	貞享元年太平江戸鑑	貞享元年顕正景江戸鑑
一	牧野備後守成貞	御側衆	御側衆	御側衆	御側衆	御用人衆
二	喜多見若狭守重政	なし	御奥小姓衆	なし	御側衆	御用人衆
三	松平伊賀守忠易①					
四	太田摂津守資直					
五	牧野伊予守忠広					
六	柳沢出羽守吉保					
七	南部遠江守直政					
八	金森出雲守頼時					
九	相馬弾正少弼昌胤					
一〇	畠山民部大輔基玄					
一一	松平右京亮（右京大輔）輝貞①					
一二	松平紀伊守忠位					
一三	間部越前守詮房					
一四	戸田大炊頭忠利					
一五	松平伊賀守忠易②					
一六	本多中務大輔忠良					
一七	松平右京大輔輝貞②					
一八	石川近江守総茂					

No.	姓名＼武鑑	貞享二年本朝武鑑	貞享三年新改江戸鑑大全	貞享三年御懐中御江戸大鑑	貞享四年丁卯江戸鑑	貞享四年本朝武鑑
一	牧野備後守成貞	御側衆	御用人衆	御用人衆	御側御用人	御側御用人
二	喜多見若狭守重政	御側衆	なし	御用人衆	御側御用人	御側御用人
三	松平伊賀守忠易①	なし	御用人衆	御用人衆	御側御用人	御側御用人
四	太田摂津守資直			御用人衆		
五	牧野伊予守忠広				他に	他に
六	柳沢出羽守吉保				大久保佐渡守	大久保佐渡守
七	南部遠江守直政					
八	金森出雲守頼時					
九	相馬弾正少弼昌胤					
一〇	畠山民部大輔基玄					
一一	松平右京亮（右京大輔）輝貞①					
一二	松平紀伊守忠位					
一三	間部越前守詮房					
一四	戸田大炊頭忠利					
一五	松平伊賀守忠易②					
一六	本多中務大輔忠良					
一七	松平右京大輔輝貞②					
一八	石川近江守総茂					

№.	姓名＼武鑑	貞享五年太平武鑑大全	元禄元年東武江戸鑑	元禄二年太平武鑑	元禄二年己巳武鑑	元禄三年本朝武系武鑑
一	牧野備後守成貞	御側御用人		御側御用人	御側御用人	御側御用人
二	喜多見若狭守重政	御側御用人		御側御用人		
三	松平伊賀守忠易①	御側御用人		御側御用人	御側御用人	
四	太田摂津守資直					
五	牧野伊予守忠広	他に				
六	柳沢出羽守吉保	大久保佐渡守	御側御用人	御側御用人	御側御用人	御側御用人
七	南部遠江守直政			御側御用人		
八	金森出雲守頼時					
九	相馬弾正少弼昌胤					
一〇	畠山民部大輔基玄					御側御用人
一一	松平右京亮（右京大輔）輝貞①		御側御用人			
一二	松平紀伊守忠位					
一三	間部越前守詮房					
一四	戸田大炊頭忠利					
一五	松平伊賀守忠易②					
一六	本多中務大輔忠良					
一七	松平右京大輔輝貞②					
一八	石川近江守総茂					

No.	姓名＼武鑑	元禄四年刊本朝武系武鑑	元禄四年刊太平武鑑	元禄五年、太平武鑑大全	元禄五年、本朝武系当鑑	元禄六年太平武鑑
一	牧野備後守成貞	御側御用人	御側御用人	御側御用人	御側御用人	御側御用人
二	喜多見若狭守重政					
三	松平伊賀守忠易①					
四	太田摂津守資直					
五	牧野伊予守忠広					
六	柳沢出羽守吉保	御側御用人	御側御用人	御側御用人	御側御用人	御側御用人
七	南部遠江守直政					
八	金森出雲守頼時					
九	相馬弾正少弼昌胤					
一〇	畠山民部大輔基玄			御側御用人		
一一	松平右京亮（右京大輔）輝貞①			御側御用人		御側御用人
一二	松平紀伊守忠位					
一三	間部越前守詮房					
一四	戸田大炊頭忠利					
一五	松平伊賀守忠易②					
一六	本多中務大輔忠良					
一七	松平右京大輔輝貞②					
一八	石川近江守総茂					

№.	姓名＼武鑑	元禄七年太平武鑑	元禄七年、本朝武林武鑑	元禄八年太平江戸鑑	元禄八年、本朝武林武鑑	元禄九年、本朝武林武鑑
一	牧野備後守成貞	御側御用人	御側御用人	御側御用人	御側御用人	
二	喜多見若狭守重政					
三	松平伊賀守忠易①					
四	太田摂津守資直					
五	牧野伊予守忠広					
六	柳沢出羽守吉保	御側御用人	御側御用人	御側御用人	御側御用人	御側御用人
七	南部遠江守直政					
八	金森出雲守頼時					
九	相馬弾正少弼昌胤					
一〇	畠山民部大輔基玄					
一一	松平右京亮（右京大輔）輝貞①	御側御用人	御側御用人	御側御用人	御側御用人	御側御用人
一二	松平紀伊守忠位					御側御用人
一三	間部越前守詮房					
一四	戸田大炊頭忠利					
一五	松平伊賀守忠易②					
一六	本多中務大輔忠良					
一七	松平右京大輔輝貞②					
一八	石川近江守総茂					

No.	姓名＼武鑑	元禄九年太平武鑑	元禄十年、本朝武林系禄武図鑑	元禄十一年東武綱鑑	元禄十一年、本朝武林系禄武図鑑	元禄十二年、本朝武林系禄武図鑑
一	牧野備後守成貞					
二	喜多見若狭守重政					
三	松平伊賀守忠易①					
四	太田摂津守資直					
五	牧野伊予守忠広					
六	柳沢出羽守吉保	御側御用人	御側御用人	御側御用人	御側御用人	御側御用人
七	南部遠江守直政					
八	金森出雲守頼時					
九	相馬弾正少弼昌胤					
一〇	畠山民部大輔基玄					
一一	松平右京亮（右京大輔）輝貞①	御側御用人	御側御用人	御側御用人	御側御用人	御側御用人
一二	松平紀伊守忠位					
一三	間部越前守詮房					
一四	戸田大炊頭忠利					
一五	松平伊賀守忠易②					
一六	本多中務大輔忠良					
一七	松平右京大輔輝貞②					
一八	石川近江守総茂					

No.	姓名＼武鑑	元禄十二年東武綱鑑	元禄十三年、本朝武林系禄武図鑑	元禄十四年、本朝武林系禄武図鑑	元禄十五年、正統武鑑	元禄十五年本朝武林系禄武図鑑
一	牧野備後守成貞					
二	喜多見若狭守重政					
三	松平伊賀守忠易①					
四	太田摂津守資直					
五	牧野伊予守忠広					
六	柳沢出羽守吉保	御側御用人	御側御用人	（御大老）	（御大老）	御大老
七	南部遠江守直政					
八	金森出雲守頼時					
九	相馬弾正少弼昌胤					
一〇	畠山民部大輔基玄					
一一	松平右京亮（右京大輔）輝貞①	御側御用人	御側御用人	（御側御用人）	（御側御用人）	（御側御用人）
一二	松平紀伊守忠位					
一三	間部越前守詮房					
一四	戸田大炊頭忠利					
一五	松平伊賀守忠易②					
一六	本多中務大輔忠良					
一七	松平右京大輔輝貞②					
一八	石川近江守総茂					

№.	姓名＼武鑑	元禄十六年 武宝徴鑑	元禄十六年 武鑑大全 元禄	宝永元年、宝永武鑑大全	宝永二年刊 武鑑大成 宝永	宝永二年 宝永武鑑
一	牧野備後守成貞					
二	喜多見若狭守重政					
三	松平伊賀守忠易①					
四	太田摂津守資直					
五	牧野伊予守忠広					
六	柳沢出羽守吉保	（御大老）	（御大老）	（御大老）	（御大老）	（御大老）
七	南部遠江守直政					
八	金森出雲守頼時					
九	相馬弾正少弼昌胤					
一〇	畠山民部大輔基玄					
一一	松平右京亮（右京大輔）輝貞①	（御側御用人）				
一二	松平紀伊守忠位					
一三	間部越前守詮房					
一四	戸田大炊頭忠利					
一五	松平伊賀守忠易②					
一六	本多中務大輔忠良					
一七	松平右京大輔輝貞②		（御側御用人）	（御側御用人）	（御側御用人）	（御側御用人）
一八	石川近江守総茂					

№.	姓名 ＼ 武鑑	宝永三年 宝永武鑑	宝永四年 宝永武鑑	宝永五年 正風武鑑	宝永五年 一統武鑑	正徳元年 一統武鑑
一	牧野備後守成貞					
二	喜多見若狭守重政					
三	松平伊賀守忠易①					
四	太田摂津守資直					
五	牧野伊予守忠広					
六	柳沢出羽守吉保	（御大老）	（御大老）	（御大老）	（御大老）	
七	南部遠江守直政					
八	金森出雲守頼時					
九	相馬弾正少弼昌胤					
一〇	畠山民部大輔基玄					
一一	松平右京亮（右京大輔）輝貞①					
一二	松平紀伊守忠位					
一三	間部越前守詮房					御側御用人
一四	戸田大炊頭忠利					
一五	松平伊賀守忠易②	御側御用人	（御大老）	（御側御用人）	御側御用人	
一六	本多中務大輔忠良					御側御用人
一七	松平右京大輔輝貞②	御側御用人	御側御用人	（御側御用人）	御側御用人	
一八	石川近江守総茂					

No.	姓名＼武鑑	正徳二年賞延武鑑	正徳二年、統武鑑	正徳三年賞延武鑑	正徳四年、徳武鑑	正徳四年、延武鑑
一	牧野備後守成貞					
二	喜多見若狭守重政					
三	松平伊賀守忠易①					
四	太田摂津守資直					
五	牧野伊予守忠広					
六	柳沢出羽守吉保					
七	南部遠江守直政					
八	金森出雲守頼時					
九	相馬弾正少弼昌胤					
一〇	畠山民部大輔基玄					
一一	松平右京亮（右京大輔）輝貞①					
一二	松平紀伊守忠位					
一三	間部越前守詮房	御側御用人	御側御用人	御側御用人	御側御用人	御側御用人
一四	戸田大炊頭忠利					
一五	松平伊賀守忠易②					
一六	本多中務大輔忠良	御側御用人	御側御用人	御側御用人	御側御用人	御側御用人
一七	松平右京大輔輝貞②					
一八	石川近江守総茂					

No.	姓名＼武鑑	正徳五年、明武鑑	正徳六年、徳武鑑	正徳六年文明武鑑
一	牧野備後守成貞			
二	喜多見若狭守重政			
三	松平伊賀守忠易①			
四	太田摂津守資直			
五	牧野伊予守忠広			
六	柳沢出羽守吉保			
七	南部遠江守直政			
八	金森出雲守頼時			
九	相馬弾正少弼昌胤			
一〇	畠山民部大輔基玄			
一一	松平右京亮（右京大輔）輝貞①			
一二	松平紀伊守忠位			
一三	間部越前守詮房	御側御用人	御側御用人	御側御用人
一四	戸田大炊頭忠利			
一五	松平伊賀守忠易②			
一六	本多中務大輔忠良	御側御用人	御側御用人	御側御用人
一七	松平右京大輔輝貞②			
一八	石川近江守総茂			

※姓名は、【表1】の出典と同様。※『武鑑』の情報は、深井雅海・藤実久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成』第3巻～第7巻により作成。